

【覚書等の標準様式】

薬剤師派遣に関する覚書

〇〇の調剤等業務に従事させるため、派遣する薬剤師（以下「派遣薬剤師」という）の取扱いについて、薬剤師を派遣する〇〇（以下「甲」という。）と派遣を受ける〇〇（以下「乙」という。）は、薬剤師登録派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、次の事項について合意した。

第1 薬剤師の派遣

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、甲の薬剤師を乙に派遣する。
- (2) 薬剤師派遣の業務内容、人数、派遣期間、就業場所、指揮命令者、派遣元責任者及び派遣先責任者は、次のとおりとする。
- ① 業務内容 A業務 □□□□
 B業務 ■■■■
- ② 人 数 A業務 ○名
 B業務 ○名
- ③ 派遣期間 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
- ④ 就業場所 〇〇 △△
- ⑤ 指揮命令者 〇〇 〇〇〇〇
- ⑥ 派遣元責任者 △△ △△△△ 電話番号 △ (△) △△
- ⑦ 派遣先責任者 〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇 (〇) 〇〇
- (3) 就業日、就業時間、休憩時間、時間外労働及び宿日直は、次のとおりとする。
- ① 就業日 土曜、日曜、祝日を除く毎日
- ② 就業時間 〇時から〇時まで
- ③ 休憩時間 〇時から〇時まで
- ④ 時間外 就業時間外の労働は、1日〇時間、週〇時間の範囲で命ずることができるものとする。
- ⑤ 宿日直 宿直は週〇回、日直は月〇回命ずることができるものとする。

第2 給与等

- (1) 乙が甲に対して支払う費用は、次のとおりとする。
- ① 派遣に係る報酬 1回につき〇〇〇〇〇円
- ② 派遣に係る諸手当 1回につき〇〇〇〇〇円
- ③ 派遣に係る交通費 乙の負担とする。
- (2) 乙の業務に必要な現物貸与する宿舍等については、乙の規程等に基づき、乙から派遣薬剤師に支給する。

第3 福利厚生

乙は、乙が雇用する職員が利用する給食施設、レクレーション施設等の施設又は設備について、派遣薬剤師が利用することができるよう便宜を図る。

第4 派遣薬剤師の移動等における事故に関する責任等

- (1) 派遣先への赴任から派遣元への帰任までの間の事故については、派遣先が責任を負う（保険料負担を除く。）ものとする。
- (2) 派遣薬剤師が労働災害に被災した場合は、乙は遅滞なく甲の派遣元責任者に連絡するとともに、労働者死傷病報告の写しを甲に送付する。

第5 業務紛争

- (1) 乙の施設で発生した業務に係る紛争の処理及び補償その他の措置はすべて乙が行う。
- (2) 派遣薬剤師に故意又は重大な過失がある場合は、乙は甲に求償権を有する。
- (3) 乙は、あらかじめ派遣薬剤師を薬剤師賠償責任保険に加入させるなど、業務紛争の処理及び補償等の体制の確立を図ること。

第6 覚書の解除に当たって講ずる派遣薬剤師の雇用の安定を図るための措置

- (1) 事前の申し入れ
乙は、専ら乙に起因する事由により、覚書の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、甲の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって甲に解除の申し入れを行うこととする。
- (2) 就業機会の確保
甲及び乙は、覚書の契約期間が満了する前に派遣薬剤師の責に帰すべき事由によらない覚書の解除を行った場合には、派遣薬剤師の新たな就業機会の確保を図ることとする。

第7 協議等

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定する。
- (2) 派遣薬剤師の業務等、覚書上明らかでないものについては、必要に応じて甲が乙に対して意見を述べることができる。

以上を合意した証として本書面2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 △△ △△

乙 ○○ ○○